

計量テキスト分析を用いた法看護教育の課題

山田典子¹⁾、兵頭秀樹²⁾、的場光太郎³⁾、柳井圭子⁴⁾、
片岡笑美子⁵⁾、竹内明子³⁾、神繁樹³⁾、田仲里江⁶⁾、
網野真由美⁷⁾、長谷川あつ子⁸⁾、齋藤和樹⁹⁾

1) 日本赤十字秋田看護大学（現・横浜市立大学）

2) 福井大学

3) 北海道大学

4) 日本赤十字九州国際看護大学

5) 一般社団法人日本フォレンジックヒューマンケアセンター

6) 札幌市立大学

7) 名寄市立大学

8) 日本赤十字秋田看護大学看護学部補助教員

9) 日本赤十字秋田看護大学

目的：日本の法看護教育は最近提供されはじめ、その内容はこれまで評価されていない。そこで、改善点を明らかにするため客観的評価を試みた。

方法：調査期間は2020年9月から2022年3月まで学習者のレポートを計量テキスト分析し、作成した共起ネットワーク図から学習内容の特性を可視化した。倫理的配慮としては、成績が確定後の個人情報と分離したデータを使用し、個人が特定されないよう配慮した。

結果：98名の受講者のうち、51名のレポートを分析対象とした。

目標文の数は1282、抽出語の総数は13055であった。共起ネットワークを用い10の概念が抽出された。法看護の役割や機能として「傷ついた人々の健康問題を扱う」こと、「身体的ケアと精神的ケア」を統合し「患者の話を傾聴する」といった「専門的な看護師の役割」、「養護教諭の役割」が述べられ、「子どもの被害に対応」したり「性的被害者を取り扱う」なかで、「社会資源等の情報提供」や「刑事事件を取り扱う」こと「安全で安心な環境をつくること」が抽出された。

考察：法看護を受講した学生から得られた知識概念として、「被害者のために必要とされる支援を理解すること」、「必要な評価技術をマスターすること」、「法医学知見の重要性」、「合法的な知識の理解」、「虐待において介護者に影響している要因」と「患者の意思・患者の人権尊重」の6つの実用的な概念が抽出された。学習者の学びから法看護として必要な知識は得ており、次の改善課題は実践力であることが示された。

キーワード：フォレンジック看護、教育、評価、法看護の概念

I. 緒言

法看護とは、暴力と虐待の被害者と加害者への特別なケアを指し、海外では、1992年に国際フォレンジック看護協会（International Association of Forensic Nurses, 以下、「IAFN」と略）が設立され、暴力の根絶、実態の把握と予防、多様な被害者支援、専門職者の教育等の実践活動支援が行われている。一例をあげると、1970年代に暴力被害の問題が深刻化した米国において、暴力被害に遭った女性を守る法律が整備されていなかったため、動物愛護団

体が被害女性に対し、人間も動物に属するとして、援助実績を公表し社会の注目を集めた。その後、支援技術と経験を蓄積し、1992年にIAFNが組織化された。性暴力被害者への支援活動として、被害者の面談からアセスメント、証拠採取、適切なケアを行い多職種と連携する「性暴力被害者支援看護師（Sexual Assault Nurse Examiner, 以下、「SANE」と略）」の活動は、米国を中心に発展してきた。現在のIAFNは、フォレンジック看護学を軸とし、親密なパートナーからの暴力（DV、IPV）、高齢者虐待、児童虐待、性暴力、人身取引、検死・死体解剖、

刑務所（受刑者・矯正教育）における看護、救命救急、メンタルヘルス、災害、公衆衛生等の問題に取り組む、高い社会的評価を得ている¹⁾。

わが国では、2000年からNPO法人にてSANEの養成が始まり、その後、長江美代子氏や片岡笑美子氏らにより日本福祉大学でSANE-Jの養成が行われている。大学教育では日本赤十字秋田看護大学において「フォレンジック看護論」が養護教諭1種養成のため、正規の教育課程に2018年度に位置付けられた。同時期に大学院看護学専攻の選択科目として「フォレンジック看護特論」が置かれ、大学院は2018年度から、学部教育では2019年度より教授されている。また法医学看護の講義が、2018年より北海道大学医学部大学院「法医学」の講義で本邦では最も早く医学者へ提供されている。近年では、金沢医科大学や滋賀医科大学で、学部連携教育科目として「法医学看護」が開講されている。このように日本の法看護教育は最近提供されはじめ、その内容はこれまで評価されていなかった。そこで、法看護教育の改善点を明らかにするため客観的評価を試みた。

用語の定義

法看護：法医学看護は主に法医学者が教育に関わり、フォレンジック看護は看護学部看護学科で看護学教員により教授されている。近年、法医学看護は学部教育や大学院教育で用いられている。そこで本稿においては「法医学看護」と「フォレンジック看護」を総称し、「法看護」と定義する。

Ⅱ. 方法

1. 研究対象

研究対象者は医学系および看護学系大学の学生98名。

「フォレンジック看護論」（学部）および「法医学看護」（大学院）の受講者より2020年9月から2022年3月にデータを収集した。

2. 研究方法

法医学看護およびフォレンジック看護の受講者へ、「次年度に向けて授業改善をしたいので、講義の感想や学びを教えてください。意見も書いていただくと助かります。書いたものは、筆者の研究室の前の箱に～〇日までに投函してください」と、成績確定後の年度末にA4用紙1枚程度の感想や意見を提

出してもらった。

記述をテキスト形式にデータ化し、「KHCoder」の計量テキスト分析を用い解析した。分析方法はMayring（2004）が提唱した質的内容分析で、これは会話全体の内容の類似する発言を削除し、内容をより高次元の抽象レベルにまとめる特徴がある。テキストからコードを作成する。類似性からコード間のつながりを検討し、同じ意味の言い換えの削除を繰り返し、カテゴリとして取りまとめを行った。このアプローチに従い、テキスト・データの比較の分析を通してサブカテゴリとカテゴリを抽出した。

計量テキスト分析は、非構造的、半構造的な質的データを統計的に処理し、データ内に潜んでいる回答者の本音や思いなどの情報を抽出することができる。たとえば、「性／暴力／被害／が／疑われる／児童／に／対して／養護／教諭／が／保健室／で／対応／する」という文章は、「性暴力被害が疑われる児童に対して、養護教諭が保健室で対応する」のように、文法的な意味づけが可能な最小単位に分解し（形態素解析）、共通語句の抽出および出現頻度を確認することができる。また、「看護診断」「看護観察」等の専門用語は、「看護／診断」「看護／観察」と分解せず、連続四文字熟語として強制抽出されるよう適宜設定した。

語を抽出したのち、4回以上抽出された頻出語にて共起ネットワーク図を作成した（図1）。共起ネットワーク図とは、文章中に出現する語と語がともに出現する（共起する）関係性を図にしたもので、文章の特徴が視覚的に捉えやすくなる。出現頻度の多い語ほど大きな円で示され、語と語の関連は円と円を結ぶ線「実線や破線」で示され、線が太いほど関係が強いことを示している。共起関係が上位80までの共起を選択し、サブグラフを検出し、共起語の前後の文脈を読み込み、法看護教育の概念と法看護の内容について抽出した。

3. 倫理的配慮

本研究の目的と趣旨、結果を公表する際、個人を特定されることはなく、研究に協力しなくても成績に影響しないことを併せて説明した。この調査はヘルシンキ宣言に基づき、本研究の目的と趣旨、結果を公表する際にも、個人が特定されることはないことを説明し、成績評価の対象外であることを約束した。

本研究は北海道大学の研究倫理審査の許可を得て

実施した（承認番号：医16-015）。

Ⅲ. 結果

98名の受講者のうち、51名（男性10名、女性41名、年齢は21～25歳）の参加が得られた。前処理を実行し分析に先駆けてKH Coderに同梱された茶筌（Chasen）に登録されていない抽出語を辞書化した。分析に有益と考えられる品詞を選定し、普遍的な

語を中心に使用しない語に選定をした結果、目標文の数は1282であった。また、抽出語の総数は13055であった。なお、Chasenを利用して複数後の検出を行ったうえで抽出された複合語のうち、「性暴力」「看護特論」「SANE」「PTSD」の4語を分析に使用する語の取捨選択において強制抽出する語に指定した。その後、関連が強い語の共起ネットワークを作成し、16の概念が抽出された。

表1 フォレンジック看護の学び「抽出語」上位150語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
虐待	342	医療	41	二次被害	25
必要	282	加害者	40	把握	25
被害者	233	要因	40	アセスメント	24
支援	196	可能	39	事件	24
傷つく	116	心	39	治療	24
被害	116	児童	38	職員	24
患者	114	尊重	38	早期発見	24
傷	113	話	37	内容	24
対応	111	見る	36	方法	24
暴力	102	授業	36	医療機関	23
身体	98	養護教諭	36	気持ち	23
子ども	95	求める	35	障害	23
看護	92	警察	35	相手	23
フォレンジック看護	90	持つ	35	不安	23
精神	87	大きい	35	抱える	23
看護師	83	伝える	35	法律	23
相談	80	専門	34	様子	23
人	79	聞く	34	機関	22
健康	78	家族	33	起きる	22
重要	78	行動	33	苦痛	22
自分	77	場所	33	継続	22
知識	73	発見	33	考え	22
社会	71	高齢者	32	思い	22
心理	71	正しい	32	人権	22
多い	70	関わり	31	存在	22
大切	70	教育	31	難しい	22
理解	70	自身	31	認知	22
性暴力	67	守る	31	保護	22
対象	67	起こる	30	コミュニケーション	21
解決	65	犯罪	30	介護者	21
ケア	64	法医学	30	外傷	21
記録	64	役割	30	言葉	21
関係	62	判断	29	講義	21
環境	58	安心	28	合わせる	21
D V	55	検査	28	施設	21
人々	53	高齢者虐待	28	児童生徒	21
学ぶ	51	述べる	28	少ない	21
関わる	51	提供	28	情報収集	21
情報	51	負担	28	説明	21
児童虐待	50	回復	27	養護	21
知る	50	得る	27	連携	21
状態	49	目	27	感情	20
介護	48	傾聴	26	技術	20
女性	48	心身	26	件数	20
生活	48	性的	26	証拠	20
本人	48	増加	26	適切	20
様々	48	立場	26	配慮	20
観察	46	ストレス	25	意思	19
話す	44	確認	25	寄り添う	19
状況	42	学校	25	現場	19

2. 法看護の学びに関する抽出語

抽出語リストより、出現回数1位の語は「虐待」で342回、2位の語は「必要」で282回、次いで「被害者」が233回、「支援」196回、「傷つく」116回、「被害」116回、「患者」114回、「傷」113回、「対応」は111回、「暴力」102回であった。

次に、法医看護（大学院生）とフォレンジック看護（学部生）での学びの差について、特徴語上位20をリスト化した。

3. 法看護の学びに関する共起ネットワーク

法看護の学びに関する共起ネットワークは、出現回数が多い語ほど円が大きく、「虐待」「必要」「被害者」「支援」「傷つく」の語が大きな円となって示された。また、線と線で結ばれている語は関連性が強い。

例えば「虐待」では、「暴力」「子ども」「対応」が非常に近接して結びついていた。また、「被害者」と「支援」「必要」がほぼ重なり、傷ついた人々の

表2 法医看護とフォレンジック看護の特徴語リスト上位20

法医看護		フォレンジック看護	
フォレンジック看護	.130	虐待	.238
看護	.129	必要	.234
性暴力	.112	被害者	.153
自分	.068	支援	.152
法医学	.065	傷つく	.104
心理	.053	対応	.096
相談	.051	身体	.095
講義	.051	傷	.094
社会	.048	被害	.092
児童虐待	.048	暴力	.085
知る	.047	精神	.077
対象	.046	大切	.075
関係	.046	重要	.073
教育	.044	人	.070
人権	.039	解決	.066
学ぶ	.039	健康	.063
警察	.038	環境	.061
記録	.037	子ども	.061
専門	.035	多い	.060
臨床	.034	理解	.059

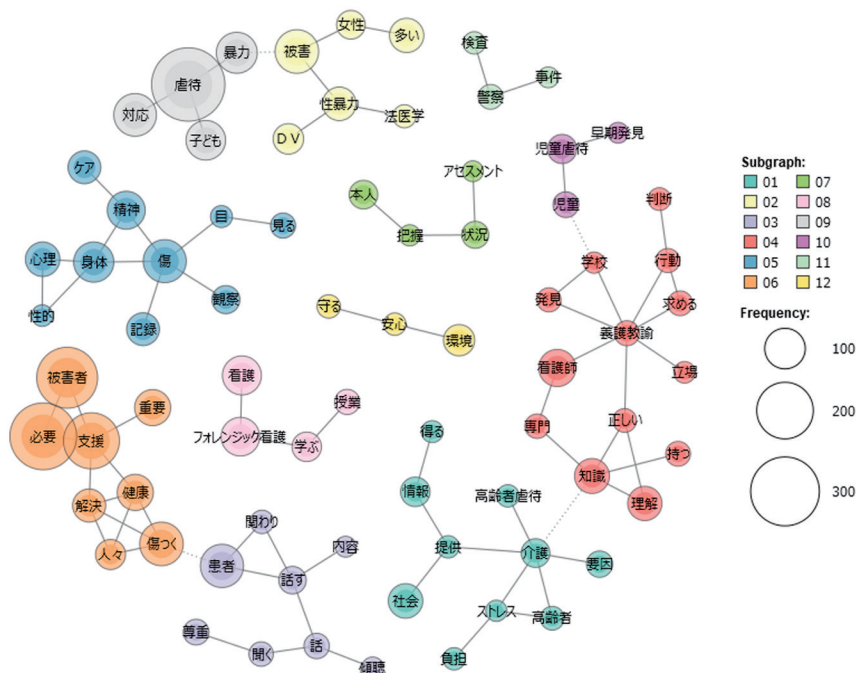


図1 法看護の学びに関する共起ネットワーク

健康問題の解決が重要であるという学びを得ていたことがわかる。また、関連がうかがえる語彙が同色で示されている。

図1を基に、集計単位を文、最小出現数が24以上、共起関係の選択を上位80までとし、サブグラフ検出をrandom walksとしたものが図2である。話題の抽出は機械的に作成された共起ネットワーク図をベースに行った。共起ネットワーク上で線で繋がっている語の塊は、同じ文書によく同時に出現する語の集合である。基本的には、個々の塊に着目し、その語らが表す概念・話題を抽出した。この部分はまったく恣意的ではないといえる。

次に、概念・話題を抽出する際に、塊に含まれる語が元の文脈でどのように使われるかを必ず確認した。つまり、その語らが含まれる元の文脈を読んだ上で、その内容を表せるように概念・話題の命名をした。この命名作業は複数の修士以上の学位を持つ質的研究者が個別に行い、分析者の観点・考え・知見によってなされたものを、すり合わせをして最終的に確定した。その結果抽出された16のカテゴリをよく読み、サブグラフ検出で互いに強く共起している語を自動的に検出してグループ分けを行った結果、法看護の役割や機能（赤字）が抽出された。それは、法看護では「傷ついた人々の健康問題を扱

う」こと、「身体的ケアと精神的ケア」を提供しながら「患者の話を傾聴する」という「専門的な看護師の役割」と「養護教諭の役割」が述べられた。「子どもの被害に対応」し「性的被害者を取り扱う」なかで、「社会資源等の情報提供」し、「刑事事件を取り扱う」こと。看護ケアをとおして「安全で安心な環境をつくること」という役割や機能が示された。

5. 法看護においてコアとなる知識概念

法看護を受講した学生から得られた知識概念として、「被害者のために必要とされる支援を理解する」こと、「必要な評価技術をマスターする」こと、「法医学的知見の重要性」、「合法的な知識の理解」、「虐待において介護者に影響している要因」と「患者の意思・患者の人権尊重」の6つの実用的な知識概念が抽出された。

6項目の知識概念は、元データを熟読し抽出した。【 】が知識概念、斜体は受講者の感想である。

【被害者のために必要とされる支援を理解する】

一人ひとりに合った対応ができるようにしていくことが必要である。フォレンジック看護では、暴力、虐待、犯罪、事故、災害にあった方に人権擁護の立場から健康回復を目指し、一人でも多くの人を

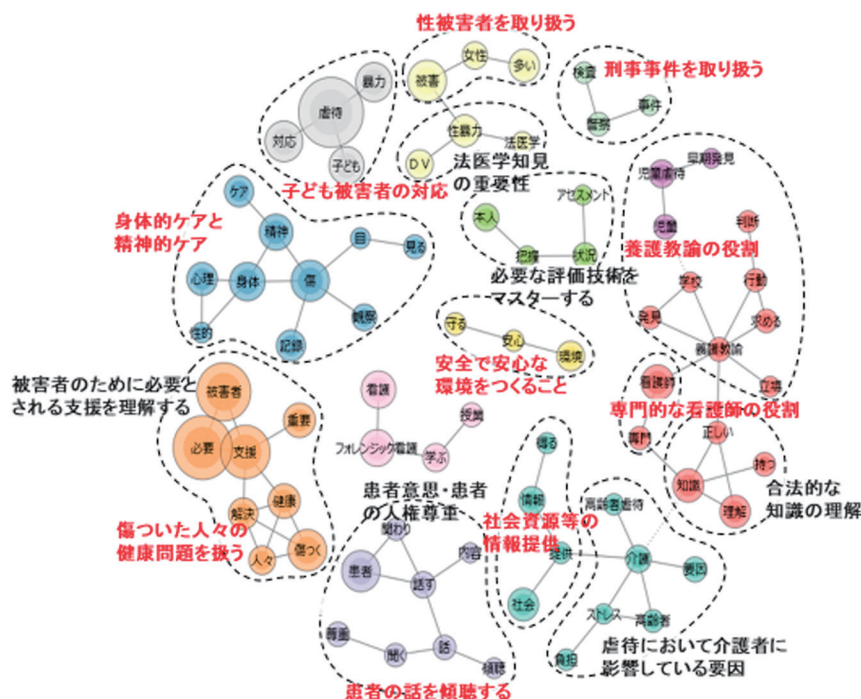


図2 法看護の役割や機能

注：赤字は役割や機能を示す。黒字は法看護教育の知識概念として命名した。

助けることができるようにしていきたい。

共感を示すことで患者さんがたくさん話してくれたり、話が広がっていったりする。フォレンジック看護の例えていえば、暴力を振るわれていたというときに被害者の自尊感情が傷つき、身体的傷つきと精神的傷つきがケアの対象となる。

“傷つく”とは大きく分けて、身体的傷つきと精神・心理的傷つきがあるとフォレンジック看護学を履修するなかで学んだ。

本人のストレングスを活かし、回復の促進解決に向けて支援していく。フォレンジック看護論を受講し、DVやIPV、様々な虐待や暴力に対する知識と、発見した際の看護について学べた。

【必要な評価技術をマスターする】

この授業を履修すると決めた当初は、フォレンジックということが初耳でイメージもつかなかった。未知のことばに好奇心がそそられた。

被害者からの要望があった場合には、記録に残しておく必要があると考える。今回フォレンジック看護論の講義で記録の方法や被害者への質問などを実際に行った。

養護教諭となった際に実施し、支援につなげていきたいと思う。

養護教諭は心理的背景を読みとり、児童生徒の虐待を早期発見しやすい立場にある。フォレンジック看護論での学び等から、児童虐待の早期発見・対応について養護教諭に求められる力について考究した。

フォレンジック看護記録ができるようになれば、臨床現場での活用も広がると考えられる。このことから、フォレンジック看護の領域が今後ますます進展し、より重要視されていくことが予想される。

【法医学知見の重要性】

フォレンジック看護論において傷ついた人々とは、病死及び自然死による内因死と違い、虐待など外的な侵襲を受けた人のことを指している。

法医看護学の知識はさまざまな関連学問分野の知識から成り立ち、きわめて学際的であるということが理解できても、フォレンジック看護や看護師が、自分と同じ「看護」を提供する学問であり職業である。ここに、司法の中に看護職が存在することの意味を感じることができた。Forensic看護とは、暴力や虐待の被害者と加害者への特別なケアを言い、対象は、DVおよび児童虐待の増加や連鎖を減少させることに繋がると考える。

様々な検査結果や所見により診断・判断が下されていることがわかった。フォレンジック看護に法医学は欠かせないものであり、法医学の知識も非常に重要であるということを実感した。

法医学の重要性も理解することができた。ほかにも、海外のフォレンジック看護に関連することについても学ぶことができ、海外では看護職のできることが多く（証拠採取、検査、解剖、薬剤処方等）、なぜ日本ではまだ認められていないのか等を、考えるきっかけにもなった。

【合法的な知識の理解】

対象のちょっとした言動などから見過ごすことのないようなアセスメント能力を養うことも課題である。Forensic看護を学び、自分の知らなかった取り組みや被害の現状を知り考えたことは非常によい学びとなった。自分の今後の目標とすべきものについて考えるよい機会となった。法医看護の学びを忘れず今後に活かし実践したい。

フォレンジック看護学の定義を用いて考えた場合、周産期、小児期、高齢期における虐待等に直面した場合に看護師である自分たちはなにができるのかなど詳しく学ぶことが少なかったため、フォレンジック看護学は興味を持って受けることができた。

継続的な支援やASD・PTSDへの対応を行う。課題としては、フォレンジック看護は比較的新しい看護領域であるため、教育が十分に普及していないことが挙げられる。

心の健康を損ねた人々に対するケアを統合した学問である。今回のフォレンジック看護論の授業の学

びとして傷ついた患者への支援に重要なことを考えていく。

それぞれの領域ごとに対象への個別性の高い看護とは何かをたくさん考えてきた。フォレンジック看護学を通して、法科学という新たな視点からのケアを学び、より多角的に患者を捉え、かつ援助を選択する力を得ることができた。

フォレンジック看護論の学びを活かし、看護職として働く際に、フォレンジック看護の担い手となれるように精進していきたい。

【虐待において介護者に影響している要因】

最近新型コロナウイルスの影響によっても孤独死・異状死のような課題が見受けられる状況でもある。フォレンジック看護の必要性は高まると考えられ、そして、高めていく必要もあると考える。

記録の演習で先生からいただいた「くらべて話すスケール」がとても使いやすかった。ただ虐待者を問い詰めるのではなく、虐待者も被虐待者も家庭の中で共に暮らしている、それぞれのストーリーや歴史があり、そのスケールが測るだけではなく、話すためのきっかけづくりに使えると知り、いつも車の中に置いている。

家族間の暴力・虐待は踏み込むことが困難だと感じていた。高齢者虐待の当事者は、自分が粗末に扱われていることを知られまいとする。家族に見捨てられて施設に行くのは最も悲しい落胆に値することである。医療者も相手への気遣いから、言葉を探すうちに時間が経ち、何も言えないでその場を逸してしまう気がして。。。でも、きっかけを提供することや、有益な情報を手渡すことも看護だと知り、勇気をもらえた気がする。フォレンジック看護という領域そのものが、日本ではまだ新しいものであると感じた。

虐待などが増加する可能性があるため、専門的な関わりによる適切な対応が求められると感じた。フォレンジック看護では、看護職は、証拠を保管するという重要な役割を担っているという意識を持てた。

講義の中で先生が話された事例が印象的で、高齢

者や障害者へのケアでは、介護者の背景にも心を配り、ケアをしていく必要がある。

【患者の意思・患者の人権尊重】

フォレンジック看護学は周産期、小児期、高齢期における虐待被害者、及び触法精神障害者や刑務所に収容されている人に提供される。

高齢者虐待や障害者虐待、子ども虐待、性的虐待など様々な虐待や暴力に対して海外では、事故や災害時、虐待が起きた際に活躍しているフォレンジック看護師がいる。

専門的な知識を持つ看護師が関わることで傷ついた方々の状況を的確に判断し解決につなげていくことができる。日本でもフォレンジック看護師を増やしていくことで、虐待や犯罪などから弱い立場にある人を守ることや、安心して生活していくことに繋がるのではないかと考えた。

文献（美作，山田，2017）には、「フォレンジック看護師は、法律や司法及び福祉の専門家と協働することが求められ、社会的役割を担える看護人材が教育される必要がある。」と述べられている。この文献からもフォレンジック看護師の育成をしていくことが様々な問題解決に向けて支援していく上で必要である。

フォレンジック看護という領域を学ぶことができたのは、貴重な経験となり、多くの興味深い学びを得ることができた。

今後、フォレンジック看護の必要性が周知されていき、看護教育の場でも取り入れられ、学ばれて、フォレンジック看護の担い手が増えるのではないだろうか。私自身も実際に学んでみて、大学の教育の場にもっと取り入れられてもいいのではないかと考えた。

上記のような感想が寄せられた。

IV. 考察

1. 日本における法看護師の役割

本邦における法看護教育の概要については、筆者が所属する大学・大学院の教育内容を紹介する。大学院は2単位15コマの選択科目である。単元の内容は「フォレンジック看護学特論の概説」「人権と健

康」「フォレンジック看護の倫理」「フィジカルアセスメントに基づくトラウマケア」、法医学者から直に学ぶ「看護に活かす臨床法医学（5コマ）」、「コメディカルによる証拠採取と記録上の留意点」多職種連携の5コマは、警察、検察、裁判所、被害者支援センター等の学外講義で構成され、「警察との連携：県警本部にて捜査第一課、犯罪被害者支援室、秋田被害者支援センター」「検察との連携：裁判における医療従事者の役割と倫理的行動、司法面接、裁判所見学」「病院内の虐待防止対策委員会との連携、死後解剖と死後画像診断カンファレンス」「在宅や地域におけるフォレンジック看護の展望」の構成となる。

次いで学部教育は、養護教諭1種養成課程の選択必修科目として学部教育に位置付けられた。フォレンジック看護論は1単位8コマである。単元の内容は、①「フォレンジック看護学の定義・理念（対象の特性、場の特性、時期、内容、方法）」②「フォレンジック看護の倫理（虐待や暴力・自殺に関連する法律と看護職としての倫理）」③「外傷の観察ポイントと記録（観察項目、証拠の取り扱い、記録のしかた、写真の撮り方）」④「子ども虐待・性的虐待の徴候の観察と虐待親と被虐待親への対応や関係機関との対応」⑤「DVや高齢者虐待の徴候の看護アセスメントと通報経路および方法」⑥「被害者中心主義の看護（シミュレーション学習）」⑦「被害者中心主義の看護（リフレクション体験）」と⑧「配慮を要する患者・家族への看護について」のテーマでグループ発表する単元で構成している。この他に大学院高度実践専門看護師課程では、司法精神看護に関する講義・演習・実習もカリキュラムされている。詳細は、日本フォレンジック看護学会誌²⁾に掲載し公開している。これらの科目は既修者が少ないため、科目履修生にも広く門戸を開いている。

これらの学びを経た学生たちは、法看護の役割や機能について傷ついた人々の健康問題を扱うこと、困っている人の話を聞き、身体的・精神的な看護を提供することで、プロフェッショナルな看護師の役割を遂行できると理解していた。また、養護教諭の役割として法看護の側面をふまえること、子どもの被害を取り扱うなかで性的被害を取り扱うこともありうるため、事件性のある事例では特に安全で安心な環境をつくることや社会資源等の情報提供ができるよう学び続ける必要があると認識していた。

30年以上先を行く米国のLynchとDuvall（2011）³⁾は、役割が持つ3つの要素について「役割の明確化」「役割行動」「役割期待」があると述べている。

役割の明確化とは、各実践者がその知識や技能、境界と責任および説明責任を明確に提示し、共有することである。

行動には、正確かつ科学的根拠に基づいた知識、技術、規則、手順を行い実践することが含まれている。「フォレンジック看護師らの活動は、リスク管理、従業員の訴訟、看護教育における訴訟および人権侵害など」の新しい法的領域へと急速に分岐している⁴⁾。日本の場合は、役割行動について他の看護職や多職種に認識してもらうことで役割の明確化が進み、その先に役割期待が形成されてくるだろう。法看護師の役割について日本と米国では、看護師の職務と職権の違いによるものが反映していると推察される。

2. 法看護の特徴的な知識概念

法看護の受講生らは、被害者のために必要とされる支援を理解し、アセスメントに必要な評価技術をマスターすること、法医学的知見を有することの重要性を認識していた。患者に関わる全ての物事が刑法や憲法、各種虐待防止法、民法等に関わるため、法的な知識を学習し、虐待においては介護者に影響している要因についても文献から学び、被害者や患者の意思と人権尊重に努めるという中核となる概念が抽出された。これらは保健師助産師看護師法に示された「療養上の世話」につながる内容であった。

筆者が法看護学の研究に携わったきっかけはDVと女性や子どもの人権への課題意識が発端であった。配偶者等からの暴力の現状をみると、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2016（平成28）年度、2017（平成29）年度が106千件程度であったものが、2018（平成30）年度は114千件、2019（令和元）年度には119千件と増加しており、新型コロナウイルス感染症がまん延した2020（令和2）年度には、DV相談プラスへの相談件数を含む182千件となり、前年度に比べ約1.5倍に急増した⁵⁾。また、近隣の病院でも子ども虐待を疑うケースが1.5倍となっている⁶⁾。

度重なる災害や経済困難というネガティブなライフイベントは、将来不安といった緊張を介して暴力をもたらす⁷⁾。そして、多くの被害児者が人目

を避けて夜間救急外来を受診している⁸⁾。この事実は、被害者やトラウマに対する看護を全ての看護職が学んでおく必要があることを示している。Lynch (2007) らの調査では、米国のあるコミュニティの病院救急外来患者 (60日間) に占めるForensic患者の割合は27%と、全体の4分の1以上を占めていた⁹⁾。この数が示すものは、救急外来の看護師や資料スタッフがDVや児童虐待、高齢者虐待の実態を把握できる位置づけにあると考えられる。当事者らによって「隠される」家庭内の密室で起こる外傷の統計を取り、セーフティプロモーションに活用することが可能になるだろう。

これまで看護基礎教育の母性看護学や小児看護学で女性への暴力とDVについて看護学生たちは学んでいる。加えて、乳児から高齢者まで、発達の特異性や性差・ジェンダーに伴う暴力・虐待についても取り上げられている。また、保健師、助産師、看護師国家試験でも法看護に関する問題はすでに多数出題されている¹⁰⁾。

このたび、法医学者からの講義がある「法医学看護」と、法医学者からの直接的な講義はない「フォレンジック看護論」での学びの違いを概観した (表2)。法医学者から学ぶことで、その学問が関与する多機関や臨床で扱う具体的な虐待・暴力の内容と人権について受講生は考察を深めていた。法医学者から直接学ぶことができる機会が増えることで、看護学の学びもより一層今日的な社会問題を反映させ、「看護とは何か」改めて探求し深まっていくに違いない。しかし、数少ない法医学者の負担をこれ以上増やすことを安易には言えない。

セーフティプロモーションを促進していくためには、公衆衛生医学者や法医学者といった社会医学の分野と看護学が連携し、臨床で実践知を積み上げていくことが期待される。

今後、看護職が自信をもってトラウマケアが提供でき、また、外傷予防に継続的に取り組むことができるように、今回の知見を活かし構造的に学べるよう、実践力を身に付けられる内容へとシラバスの改良を行っていきたい。

V. 本研究の限界

萌芽期にある法看護教育の現状を、学生の学びから概観した。まだ十分な法看護の蓄積がないため、今後、受講者を増やしていくことで、より具体的な

看護実践につなげていくこと、および実践の積み上げにより家庭内の虐待や暴力への予防プログラムを工夫していく必要がある。

VI. 結語

学習者は16の概念に基づき法看護を理解していた。本研究により、法看護という新しい観点から看護教育を再評価できた。

謝辞

本データの分析において、(株)SCREENアドバンスシステムソリューションズ第二開発部の周景龍氏のご指導をいただいた。また、教育改善のために協力してくれた受講生へ感謝いたします。

COI

明記すべきCOIはありません。

引用文献

- 1) 日本フォレンジック看護学会HP: IAFNのなりたち. 2014.
https://jafn.jp/?page_id=1733 [2022.11.22 閲覧]
- 2) YAMADA, N, SUZUKI, M, TANAKA, R: Construction of Syllabi for Forensic Nursing Education in Japan 日本のフォレンジック看護教育におけるシラバスの検討. 日本フォレンジック看護学会誌, 6(2): 29-46, 2020.
- 3) Lynch, V, A., & Duvall, J, B.: Forensic Nursing science (2nd Ed.). St Louis; Elsevier Mosby 2011. 米国.
- 4) ローズ・E・コンスタンティノ, バトリシア・A・クレイン (2014), 柳井圭子監訳: フォレンジック看護ハンドブック. 法と医療の領域で協働する看護実践. 福村出版. 2020.
- 5) 令和4年10月 女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ. 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ 報告書 DV対策の抜本的強化に向けて. 全59頁. 2022
- 6) 山田典子, 板東利枝, 鈴木美里, 新井浩和, 田村真通: 高度医療病院の児童虐待対策委員が抱く虐待支援の困難感. 日本赤十字看護学会誌, 22(1): 9-18, 2022
- 7) 島田貴仁: コロナ禍は犯罪に何をもたらしたか

一統計データと実証分析から考えるー。罪と罰
59(3) : 6-19, 2022.

- 8) YAMADA, N, YOSHIIKE, N: Support for Victims of Domestic Violence in Japan: Difference in correspondence of hospitals during consultation between daytime and nighttime visit. 日本セーフティプロモーション学会誌, 12(1) : 27-34, 2019.
- 9) Lynch V.: Forensic Nursing. 2006年版 米国のあるコミュニティ病院救急外来患者（60日間）に占めるForensic患者の割合 ; 27, 2006.
- 10) 美作宗太郎、山田典子：臨床法医学入門～コメディカルにも役立つ虐待・性犯罪・薬物対応の基礎知識。明石書店。2017.

Characteristics of Forensic Nursing Education in Japan: a Quantitative Text Analysis

Noriko YAMADA¹⁾, Hideki HYODOH²⁾, Kotaro MATOBA³⁾,
Keiko YANAI⁴⁾, Emiko KATAOKA⁵⁾, Akiko TAKEUCHI³⁾, Shigeki JIN³⁾,
Rie TANAKA⁶⁾, Mayumi AMINO⁷⁾, Atsuko HASEGAWA⁸⁾, Kazuki SAITO⁹⁾

1) Yokohama City University

2) Fukui University

3) Hokkaido University

4) Japanese Red Cross Kyushu International University College of Nursing

5) Japan Forensic Human Care Center

6) Sapporo City University

7) Nayoro City University

8) Japanese Red Cross Akita College of Nursing, instructor

9) Japanese Red Cross Akita College of Nursing

Purpose: In Japan, forensic nursing education has only recently been offered at some universities. It is necessary to educate nurses on the existence and necessity of forensic nursing to develop it as a viable practice in Japan. The characteristics of Japan's forensic nursing education were analyzed to obtain vital information that could contribute to the promotion of the discipline in Japan.

Methods: Content analysis based on learners' reports was conducted from November 2020 to March 2022. The reports submitted by 51 students of the Forensic Nursing.

Results: Reports from 51 of 98 respondents were included in the analysis. The number of target sentences was 1282, and the total number of extracted words was 13055. The following 10 concepts were extracted from the topics using the co-occurrence network. The following practical concepts were extracted: "treating the health problems of injured people," "physical and mental integrated care," "listening to a person in need," "the role of professional nurses," "the role of school nurses," "handling victimized children," "handling female victims," "handling criminal cases," "providing social resources information," and "creating a safe and secure environment."

Conclusions: The following knowledge concepts were extracted: "understanding the support needed for victims," "mastering the necessary assessment skills," "importance of knowing forensic medicine," "an understanding of legitimate knowledge," "factors influencing caregivers in elder abuse," and "respect for human rights." In general, learners had a good understanding of forensic nursing. Providing care for abuse victims supported their understanding of the concepts. They were reevaluating nursing from new perspectives. Moreover, they were also exploring how to create a safe and secure environment. It was shown that the knowledge necessary for forensic nursing can be obtained from learners' learning, and that the next issue to be improved is practical ability.

Keywords: forensic nurse, education, evaluation, forensic nursing concept